	第34回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年1月12日（火）午後3時30分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 8番　加藤　隆生　9番　阿部　清　10番　釘宮　修一 11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一　13番　平山　孝行 14番　福崎　智幸
４．欠席委員 1名	7番　脇　文夫
５．事務局	事務局職員　3名
事務局	ただいまより第34回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第34回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に5番の長尾委員、11番の秋吉委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校より南東に約130mの距離に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が冬枯れした状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において883は野菜、886は水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約34a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番は12ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　6番と関連がありますので、稙田地区の委員さんは、一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	1ページ2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校より北東に約400mの距離に位置した農地であり、現地の368-1は耕起され、368-2は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人

	は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機、耕運機、草刈機を各1台所有しています。 次に12ページ　6番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、稙田市民行政センターより北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では水稲を栽培します。農機具は1ページ2番と同様です。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく3条については許可相当、利用権設定については承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2ページ　3番について、稙田地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より北西に約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各2台、乾燥機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約206a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、3ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より東に約1km の距離に位置した農地であり、現地はハウスでミニトマトが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミニトマトを栽培予定です。農機具はトラクターを1台、暖房機を5台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約101ａとなります。 38ページ　3番をご覧ください。もともと両者間で利用権設定をしていましたが、解約をして所有権移転するということになりました。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員賛成）
議長	全員賛成ですので、第1号議案は許可することとします。 続きまして、4ページ　第2号議案農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番　基盤強化法での所有権移転について、坂ノ市地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北西へ約1.8km の距離に位置した農地であり、現地の1304と1305は竹が一部侵入していましたが、その他の4筆は保全管理の状態でした。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地では採草放牧地として利用します。農機具はトラクター、ショベルを各2台所有しています。所有権移転後の経営面積は約193a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　1番　基盤強化法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地ではハウスでオオバを栽培します。農機具はトラクターを2台、トラック、煙霧機、動力噴霧器、管理機、包装機を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約520a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、6ページ　利用権設定　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番秋吉委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約410a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は裸麦が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では飼料作物を栽培します。農機具はトラクターを4台、モア、レーキ、ロールベーラ、ラップ機、ボブキャットを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約902a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、7ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立竹中小学校より北西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起及び稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では露地ニラを栽培します。農機具はトラクター、管理機、動力噴霧機、スプレッダーを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約120a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、8ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高校より北東へ約240mの距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水

	稲を栽培します。農機具はトラクター、乾燥機、草刈機を各2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約57a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、9ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。これまで賃借権5年間だったものを10年間に変更した再設定です。賃借料についてはこれまでと同様の設定です。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当と意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
義用	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、10ページ　第3号議案　農業経営基盤強化法第18条第1項に基づ

	く農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西に約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台、乾燥機を2台、草刈機を4台所有しています。利用権設定後の経営面積は約147a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、軽トラックを各2台、田植機、乾燥機を各1台、草刈機を4台所有しています。利用権設定後の経営面積は約145a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ11ページ　3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校より北西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は牧草が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では飼料作物を栽培します。農機具は田植機を1台、コンバイン、軽トラックを各2台、トラクターを3台、乾燥機を10台、また和牛（親）を15頭、和牛（子）を15頭所有しています。利用権設定後の経営面積は約262a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより約500mの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機

	具はトラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機、乾燥機を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約97a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、12ページ　5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原小学校より北東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、乾燥機を各2台、田植機、コンバイン、フォークリフト、軽トラックを各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約138a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の6番については第1号議案に関連して報告をいただいていますので、13ページ　7番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

12番齊藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立看護科学大学より東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではキウイフルーツを栽培します。農機具は草刈機を1台所有、トラクターを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約23a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分東高校より北東へ約240mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を育苗します。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約47a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約85a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
14番福崎委員	なければ、15ページ　3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見をしてください。
14番福崎委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約1.7km の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は乾燥機を6台、草刈機を3台、トラクター、コンバインを各2台、田植機、籾摺り機、フォークリフトを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約176a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、16ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
２番和田委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約138a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
２番和田委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後及び耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクターを5台、田植機、コンバインを各2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約413a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、17ページ　3番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
２番和田委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より北東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバイン、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約74a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、18ページ　4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
４番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。利用権設定をする者が15名、筆は35筆と多いですが、これまで借受人だった者が正式に農業委員会を通して孫に設定をするという案件です。現地調査報告です。申請地は、大分市立高田小学校より西から南西へ約600mの距離に点在した農地であり、現地はブロッコリー、カリフラワー、タカ

	ナ、ハクサイやハウスでトマトが栽培され、その他は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では野菜を栽培します。農機具はトラクターを1台所有、1台借用し、管理機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約374a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは、次に19ページからの　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	まず19ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、ミニトマト、ハクサイを栽培する農業者で、申請地ではピーマン、ミニトマト、ハクサイの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約68a となります。

	次に20ページ　2番です。申請地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、申請地ではゴボウ、ホウレンソウ、ダイコンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約377a となります。 次は3番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニンジン、ハクサイ、ホウレンソウを栽培する農業者で、申請地ではニンジン、ハクサイ、ホウレンソウの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約52a となります。 続いて4番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は同じく備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約528a となります。 続きまして、21ページ　1番は再設定の案件です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。中間管理機構を通じた3者契約で、これまでの設定と同内容での再設定となっています。 それぞれの案件を地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 それでは、次に22ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告をお願いします。
事務局	土地の表示、願人等は議案の通りです。証明内容は、農地法の施行前の大正14年頃より進入路として使用していたという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より東に約800mの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 続きまして、23ページ　第6号議案　租税特別措置法第70条の6第1項について、事務局より報告してください。

事務局	23ページ1番と24ページ2番は、被相続人が同じであり、隣接地ですので一括して報告します。まず1番です。土地の表示、相続人等は議案の通りで、納税猶予の適格者であることの証明についての申請です。現地調査報告です。885-2の一部はミカン、その他885-1～885-4はイチジクが植えられていました。次に2番です。土地の表示、相続人等は議案の通りで、こちらも納税猶予の適格者であることの証明についての申請です。現地調査報告です。現地はイチジクが植えられていました。 地区審議機で審議していただいたところ、相続税の納税猶予の特例について、申請者に対する適格者の証明は相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は承認します。 次の25ページからの第７号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	25ページから28ページにかけては、農地法第3条の3届出で、相続または時効取得により農地を取得したという届出が、合計で7件でています。次は29ページ、30ページは農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地を所有者が転用したという届出が合計で9件出ています。次に31ページから35ページにかけては、農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地で、権利移動を伴う転用の届出が、合計で43件出ています。36ページから38ページにかけては、農地法第18条第6項通知で、

	利用権または3条の賃貸借について、双方合意の上での解約の通知が8件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他・協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 その他、何かありませんか。 なければ、これで第34回定例総会を閉会します。